



環保第1105号  
平成16年5月12日

大阪府環境審議会  
会長 南 努 様

大阪府知事 太 田 房 江



大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例  
第7条第2項の基準について（諮問）

標記について、別添案のとおり定めることについて、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第7条第3項に基づき、貴審議会の意見を求めます。